

Title	日本憲法比較対照 世界各國憲法(土橋友四郎著譯, 友斐閣發行)
Sub Title	
Author	間崎, 万里(Masaki, Masato)
Publisher	三田史学会
Publication year	1928
Jtitle	史学 Vol.7, No.3 (1928. 11) ,p.145(457)- 146(458)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19281100-0145

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

と思ふし、現發見古生人類の消長に於ても、氷河現象がどれだけ直接間接に、彼等原人共に影響を與へたものかを知りたいものと思ふ。舊石時代の文化に於ては、ドモルティンに依ると明示せられて居る以上、文句は云はない。まだ云はしてもらへば、云ひたいことは無いでもない。然しそれは毫もすると評せんとしての評語に陥る恐れもあるから、卒直に讀後一感を述ぶるに止めたい、而してもし自分の著述に對する苦心と、世評とを顧るに於て、うたゝ同情と敬意とを著者に捧げざるを得ない。末尾の引用書目も便利に有効に利用し得るし、索引を附されたことも、邦書にあり勝ちな、勞力節約に對する一慣例を破られたことをうれしく見る。

(昭和三、十、二、大山柏)

日本憲法世界各國憲法(土橋友四郎著)
比較對照(友斐閣發行)

本年二月歐洲留學よりの歸途圖らずも大西洋上に於てキューナード會社の汽船ベレンガリヤ丸船中に食卓を共にしたる三名の邦人中、二名の憲法學者があつた。それは共に臺北帝大の教授たるべき井上孚磨土橋友四郎の兩君であつて、余は三月十六日橫濱歸着に至るまで略ぼその行を共にすることを得たのであるが、今、後者の渡歐前の著譯にかゝる表題の書物の惠贈を得て、ユーマリストたる井上君に見られぬ土橋君その人を見るの思ひがする。穩健着實なる土橋君の努力は遂にこの驚嘆すべき大著譯を完成せしむるに至つたものであらう。それは尋常一様の根氣では到底能はざるの事業である。上杉愼吉博士もその序文(三——四頁)に於て、「土橋

君は近來稀に見る篤學の人である。……任に地方に赴き……郵便局長の繁忙なる事務に従事せらるゝの間も、毫も學事を廢せらるることなく……孜々吃々として各國憲法を翻譯し、之を我が帝國憲法に比照するの、煩雜勞多き仕事を爲し遂げんと努力せられたのである。大正十二年遂に官を退き、東京に在りて此事業を成就することを志され、拮据勉強今日に至つたのである。予の君に敬服したるは、翻譯に一語の誤謬なきを期せられ、これならば何處へ出すにも、一步も躊躇することなしとの自信を得るまで、四回も五回も書き改めらるゝの誠實なる態度である。屢々質問を受くる予の如きは、遂にうるさきに閉口した位である。前後十年遂に之を椅腕に附するに至れる、君も安心したであらうが、予も亦大安心した」と迎へられてゐる。これによつても君が苦心のほどは察せられる。

本書は、その構成を見るに、四六列前附二四頁、本文三一六頁、『各國憲法正文(邦譯)六號活字一〇四二頁』、附錄皇室典範及帝國憲法附屬ノ法令並主要關係法規七八頁、卷末の索引六六頁、總計千五百二十六頁の大著である。もちろん、著書の目的とするとこゝろは世界各國の憲法に共通の精神を求むると同時にその各國に於ける特異の精神を明かにし、『大日本帝國憲法は又云ふ迄もなく大日本帝國の憲法にして斷じて外國の憲法に非ず、(中略)我が建國の國體に應じて外國の憲法を消化したる憲法』(序文八頁)なることを明にせんとするにあるのであるが、余が本書を推薦したきは寧ろ本書の附錄とも見るべきは各國憲法正文の邦譯がこの一書に網羅せられゝる點にある。

我等西洋史の研究に従事するものが常に不便を感じつゝあるは本邦に於て史料たる原本はもちろん刊行書冊すらも容易に入手し難いことの多いことである。之は洵に已を得ざる所であるがせめて、その史料集、代表的名著論文の如きものなりとも邦文として提供し、一般讀者をしてその理論的方面よりも寧ろ本邦に缺けたる實際的具體的の知識——これが歴史に缺くべからざる必須物である——に親しましめんことは、斯學の健全なる普及のために望ましい處である。余も亦今後本誌の上に於てこの方面にも微力を致したい所存であるが、土橋君の如き専門學者の手によつて試みられた邦譯正文は、我等史學の立場から利用すべき資料としても大に歡迎さるべきである。今後版を改むるに従ひ、その後に出てたる諸國の憲法正文をも譯述收録して、この種の著述に乏しい本邦學界のために寄與すると共に、本書をして愈々他の追隨を許さざる完璧の書たらしめんことを望んでやまない。(間崎万里)

對馬島誌(對馬教育會編)

對馬は西疆の一孤島ではあるが、我が本土と大陸との連鎖地に當るので、萬葉に『百船のはつる對馬』と詠ぜられた程、半島往來の船は勿論、遣隋遣唐兩使船も亦多く假泊した。従つて外來文化の影響を享けた事も少くなかつたが、又刀伊賊、元寇の如き國難襲來の事も多かつた。遠く天智天皇の世には國防第一線として金田城が築かれ、又防人烽火の制が設けられ、降つて明治には竹敷要港對馬警備隊の設置せられた。

島内は、土地極めて峻嶒で、殆んど岩石より成つて、往時には諸嶺石の産出も多く、天武天皇の世には銀を貢し、又文武天皇の世には金を貢して、大寶の建元の事さへあつた。然しこの地勢は自ら島民をして半島は勿論、遠く大陸の東南岸までも交易を促し、其の間まゝ、掠奪も敢行せられて、倭寇或は八幡船の勇者を史上に残した。

島主宗氏は入島以來數百年、よく治島して明治維新に至り、其の間徳川時代には朝鮮貿易と信使來聘との兩事あつて、後者の苦心は想像以上であつた。又藩儒の中、外交、藩治に盡力した者としては雨森芳洲、松浦儀右衛門、陶山庄右衛門、等が人に知られてゐる。

現今の對馬は、總て往事に反し、年々歳々衰微の狀を呈し居るのは何故か、實に嘆すべきである。

從來對馬には、郷土史(又は史)と稱すべきものは少く平山榮の藩命を以て編述せし津島紀事位である。これも文化年間の編述にかゝつて、今日では補訂すべき處が多い。それ故同地教育會は數年前より本誌の編纂に従事し、本夏、愈々、この上梓を見るに至つた、實に學界の爲め欣賀すべきである。

本誌は二編に大別され、前編は全島の要述で、後編は町村別の詳細述で、對馬の往時、或は現時を知らむとする者の、最良の參考書たるは云ふまでもない。

最後に、本誌の編述に従事せられた日野清三郎氏等に、精進の敬意を表して擲筆する(昭和三、八、十五武田勝藏)